

令和5年5月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年5月24日（水）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 13時30分
- 4 閉会時刻 15時35分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
副局長 江藤 政克
教育参事監 濱田 啓太郎
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
指導部長 増田 年克
支援部長 古島 そのえ
生涯学習部長 吉田 美和子
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
県立高校改革担当課長 千葉 剛
行政課長 増田 慎
財務課長 山下 芳彦
教職員企画課長 田村 暢
厚生課長 伊藤 聡
高校教育課長 渡貫 由季子
高校教育企画担当課長 廣幡 清広
保健体育課長 磯貝 靖子
子ども教育支援課長 長田 裕一郎
学校支援課長 能條 直幸
特別支援教育課長 片山 葉子
生涯学習課長 信太 雄一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 原 英明

教育委員会 5月定例会 会議日程

日時 令和5年5月24日（水）13時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

定教第10号議案 人事案件について

定教第11号議案 人事案件について

日程第2

報第2号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について

報第3号 令和5年度5月補正予算案に対する意見の申出について

報第4号 第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

報第5号 訴訟について

2 協議・報告事項

報告1 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

報告2 令和4年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

報告3 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果等について

報告4 神奈川県立学校に係る部活動の方針について

報告5 県立高校改革実施計画（Ⅲ期）の進め方について

教育委員会 5月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 5月定例会を開会いたします。
本日は、笠原委員と吉田委員が欠席ですが、本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。

なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。

本日の会議録署名委員ですが、佐藤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「人事案件について」ほか1件の付議案件があります。

また、日程第2として「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」ほか3件の報告案件があります。

さらに、協議・報告事項として、「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」ほか4件の報告があります。

お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第10号議案及び定教第11号議案は、人事に関する案件、また、日程第2の報第5号は、訴訟に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議はございせんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

それでは、非公開案件は後で審議をすることとしまして、先に公開の案件に入りたいと思ひます。

会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、進行の関係から、日程第2の報第4号に入ります。

報第4号

第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

説明者 信太生涯学習課長

生涯学習課長 ファイル05「報第4号」をお開きください。「第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」ですが、このたび、神奈川県議会議長から新たな委員の推薦がありました。神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育長が事務を臨時に代理し、委員の委嘱をしましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(2)に基づき、今回ご報告するものです。

次のページの報第4号関係の「神奈川県生涯学習審議会委員新旧名簿(第16期)」をご覧ください。表の右側が旧委員、左側が新委員の名簿となっており、一番下の新委員の欄に太枠でお示ししている2名が今回委嘱した方です。神奈川県議会議長から推薦の石川巧氏、野内みつえ氏の2名です。新委員の選定理由については、次のページに記載しましたので、後ほどご覧ください。報第4号についての説明は以上です。

下城委員 質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、報告は以上とさせていただきます。

次に、進行の関係から、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 それでは、ファイル07をお開きください。報告1「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。

「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」は、本年4月28日付け文部科学省通知により、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示され、同日付け事務連絡により、5類感染症への移行後の教育活動に係る留意点が示されました。これらを踏まえ、5月1日に、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、5月8日以降の教育活動等について、県立学校に通知し、併せて、全市町村教育委員会にも、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるようお願いしました。

「2 県立社会教育施設の対応について」は、必要な感染症対策を講じつつ通常開館していきます。

「3 今後の対応」です。「別紙」に記載のとおり、基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動等を実施していきます。3/6ページからの「参考資料」は5月18日現在のデータを示しておりますので、後ほどご覧ください。説明は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

それでは、私から少し質問させてください。文部科学省からの通知に基づいてということなので、今、幸い落ち着いてきている中で、マスクも任意ということ。それから行

事も積極的にということだと思います。一方で、ただ全数把握というものが発表されなくなった代わりに定点観測数字が出ている中では若干増えてきてもいるという。もしかすると、また次の波がというようなこともあるという中で、なかなか学校も難しいというふうに思います。一方で「マスクをしなくていいよ」と言っても、児童・生徒、それから学生も、なかなか外そうとしない。ただ一方で、これだけ暑くなってくると、運動会の練習とかいろいろなことで、熱中症の心配をしなくてはいけないということもあり、なかなかコントロールが難しいのではないかとこのように思います。それで、万が一、また新たな波のような心配がしてきたら、例えば、給食、やはり学校で一番感染の危険性が高いのは、給食になってくるだろうと思いますので、もう少し気を付けようという指示をすぐに的確に出せるかどうかということところです。そこはこれからも続けてセンシティブに見守っていただきたいというふうに思うのですが、一つ聞かせてください。最後のところに毎月の感染者数の表が出ていますね。これは今後どうなるのですか。つまり、国としては、全数把握はもう発表しないというふうに言っているのだけでも、学校からは、欠席者が出てくれば、数字は上がってくるということですか。つまり、それを見ていけば様子が分かるということですか。いかがでしょうか。

指導部長 インフルエンザ等の感染症もそうですが、月に1回、学校から報告が上がってくる形にはなっております。5類感染症ということなので、今までのように、毎回毎回は上がってきませんが、月単位という形での把握は、確実にできるような体制は、もともととっています。それに追加することになります。

下城委員 もともとあるということですね。

指導部長 そうです。インフルエンザ等の感染症については、もともとあります。

下城委員 やはり、そういう意味では学校は、以前からセンシティブだったということですよ。だから、インフルエンザとかそういう流行の状況、最近、首都圏では、はしかもまた始まっているという話も聞きます。そういうのが伝わってくる状況ということですよ。

指導部長 そうです。数の上での把握はできるようになっています。

下城委員 はい。

支援部長 市町村立学校も県立学校と同様に、市町村教育委員会が把握することになっていて、当面の間は、そういった結果を提供してもらって把握をしていこうと考えています。

下城委員 他はいかがでしょう。よろしいですか。
それでは、他にご質問がないようでしたら、以上としまして、次に、日程第2の報第

2号に移ります。

報第2号

神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について

説明者 能條学校支援課長

学校支援課長 ファイル03をお開きください。報第2号「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」ご説明します。本件は、神奈川県いじめ防止対策調査会の委員2名の退任に伴い、後任について、神奈川県町村教育長会及び県立学校長会議からの推薦があり、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、令和5年5月8日に委員を委嘱等しましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(2)に基づき報告するものです。内容については「報第2号関係」の資料でご説明いたします。

2/3ページをご覧ください。「1 神奈川県いじめ防止対策調査会の概要」です。神奈川県いじめ防止対策調査会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、教育委員会が実施するいじめの防止対策のあり方や施策の実効性を高めるための調査研究と、県立学校で発生したいじめの重大事態の調査を実施するために、平成26年4月に設置されたものです。現在の委員の任期は、令和4年4月26日から令和6年4月25日までの2年間です。

「2 委員の交代」です。神奈川県町村教育長会及び県立学校長会議から推薦を受け委嘱及び任命をしておりました、須田幸年氏と岡本裕子氏が退任されました。後任として就任する委員ですが、大磯町教育委員会教育部学校教育課副主幹兼指導主事の清水智香氏及び神奈川県立相模向陽館高等学校長の内田和幸氏が新たに推薦されましたので、委員を委嘱及び任命しております。なお、後任として就任する委員の任期ですが、規則に基づき、前任者の残任期間であります、令和5年5月8日から令和6年4月25日までとなります。

3/3ページをご覧ください。「3 神奈川県いじめ防止対策調査会新旧委員名簿」です。こちらは資料記載のとおりです。説明は以上です。

下城委員

それでは、質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問がないようでしたら、次に、進行の関係から協議・報告事項の報告2に移りたいと思います。

報告2

令和4年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

行政課長

ファイル08をお開きください。「令和4年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」ご報告します。

はじめに、1/18ページをご覧ください。「1 調査の概要」です。この調査は、平成25年度から毎年度実施している調査ですが、セクハラ防止の取組を強化するため、令和3年度から調査回数を年1回から2回に拡充しております。「(1) 調査の目的」、「(2)」の「ア 調査対象」は資料記載のとおりです。「(2)」の「イ 調査内容」ですが、生徒を対象とした調査において、令和4年度から「③学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」の項目を追加することにより、学校生活でのセクハラについて明確に把握できるように質問内容を変更しました。「ウ 調査方法」ですが、「①」生徒はパソコン、スマートフォンから回答しております。第2回については、学校から配付された回答用紙を県教育委員会に郵送する方法も行っております。なお、回答は無記名可としております。

「②」教職員等は、学校として生徒への被害に早期に適切に対応するという趣旨から、「調査用紙」に記名の上、校長等に提出する方法で行っております。「エ 調査対象期間」は資料記載のとおりです。

2/18ページをご覧ください。次に「2 調査の結果」です。まず、生徒を対象とした調査について、「(1) 回答状況」ですが、回答件数は197件で、内訳は男子56件、女子116件、不明25件です。「(2) 回答の内訳」ですが、回答件数197件のうち、「自分自身が被害を受けた」が72件、「他の生徒が被害を受けた」は63件、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」は62件でした。「(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者」は、「先生」が37件、「生徒」が32件、「部活動の指導者(顧問の先生以外)」が3件でした。「(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容」は、「性的なからかいや冗談などを言われた」が25件、「必要もないのに体を触られた」が24件などとなり、延べ件数は101件でした。

3/18ページをご覧ください。「(5) 学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」についての記述内容の内訳は、「痴漢」が最も多く14件、次いで、「過去の被害」が7件などでした。「(6) 回答に対する対応等」ですが、197件の回答すべてについて、県教育委員会から当該校の校長に回答内容を速やかに連絡いたしました。校長は調査を行い、調査の結果、28件(19人)の教員による行為が確認されました。その内容については、男子生徒に対して「イケメンだね」などと言ったもの、服装指導の際に身体に触れたものなどです。行為者が判明した場合は、当該教職員を校長が直接指導し、判明しなかった場合でも、教職員全体や生徒に対する注意喚起を行うなどの措置を講じました。

次に、教職員等に対する調査ですが、「(1) 回答状況」については、高等学校8校から13件の回答がありました。「(2) 回答の内訳」は、「他教職員からの目撃情報等」が11件、「本人の申告」が2件でした。

4/18ページをご覧ください。「(3) セクハラと言動の内容(記述内容の分類)」は「生徒との距離感の近さ(物理的、接し方)」が5件、「必要のない身体接触」が3件などでした。「(4) 回答に対する対応等」ですが、すべての回答について、当該校の校長に事実確認等を依頼し、調査の結果、13件(9人)の教員による行為が確認されました。その内容については、授業中の指導における女子生徒との距離が近いというもの、ウエイトトレーニングの指導で生徒の両膝に触れたものなどでした。校長は、当該教職員に対する指導等の措置を講じております。

「3 総括」です。設問内容を見直したことにより、学校生活におけるセクハラとそうでないものを区別して把握できるようになり、調査の精度が上がったと考えております。また、時間や場所、被害の内容について、より詳細に把握できるようにしたことで、事案の特定や被害への対応を適切に行うことができました。「自分自身が被害を受けてどうしたか」の回答については、「相談した」等、何らかの対応をした割合の合計が、「何もしなかった」の割合を上回り、啓発や相談窓口の周知の成果と捉えております。また、他の生徒の被害についての回答や、学校生活以外でのセクハラについての回答も多く見られることから、生徒のセクハラに対する意識の向上が見取れると考えております。

最後に、「4 今後の対応」です。教職員によるセクハラの根絶に向けては、教職員の意識の一層の向上を図ることが必要であることから、調査結果を踏まえて、生徒が教職員のどのような言動をセクハラと捉えているのかを具体的に示して、注意喚起を行ってまいります。生徒間のセクハラや学校生活以外での被害の訴えもあることから、生徒に対する啓発や相談窓口の周知を図ってまいります。性別役割分業意識や性別にかかわる無意識の偏見等についての啓発も含め、生徒・教職員の双方に対する人権教育を進めてまいります。なお、アンケート調査結果の詳細と調査資料を5/18ページ以降に添付しております。報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員 第2回の調査においては、ネットによるものと紙によるものを併用されているのですが、それぞれ件数はどのような割合だったのでしょうか。

行政課長 紙の件数が3件、ほぼネットでの回答という形になっています。

佐藤委員 インターネットをもし使えない環境にあるお子さんがいるとしたら、紙の調査もやめるわけにはいかないという理解でよろしいでしょうか。

行政課長 はい。今回、当該調査については、特別支援学校の生徒も対象にしておりまして、その場合には保護者に対しての内容の周知だとか、そういった必要があり、保護者の方が代筆で提出することも認めております。そういったことも踏まえますと、やはり紙での調査は継続して行っていく必要があるのかと考えております。

佐藤委員 もう一つ。「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」というのが、3分の1ぐらい件数があるのですが、行為者の分類を見ると「その他」が0件になっているのですけれど、それはどうしてでしょうか。2/18ページで、「(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの実行者」は、「先生」「生徒」「部活動の指導者(顧問の先生以外)」となっていて、「その他」が0件となっている。学校外という、「その他」の件数がもう少しあっても。

行政課長 この「(3)」に関しては、学校内の数字という形になっています。

佐藤委員 失礼いたしました。

下城委員 常陸委員。

常陸委員 この調査のこれまで令和2年度から令和3年度にかけて、調査を2回に分けたこともあって、数字が増えていると思うのですけれども、令和3年度から4年度については、全体の数が少し減っているように見えるのですけれども、この辺りの理由というのは、どのように分析していますか。

行政課長 一つには、昨年度から、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」という形での項目を設けております。それに伴って、校内でのセクハラ被害が明確になったという部分で、減少しているということがあるのかと捉えております。

下城委員 よろしいでしょうか。いかがでしょう。

では、私からも。今回、その学校生活以外ということ調査項目に入れたため、それとあわせて学校内という部分が非常にはっきりしたということで、アンケート調査自体も、回を重ねて進化していて、非常によいのかと思えました。一方で、被害を発見するというのももちろんですが、こういうアンケートをやるということで、その啓発ですよ。生徒からこういうクレームが出ますよというようなことを、教職員にも、それから生徒たちにも伝えて、意識を高めていく。この問題については、今社会が、どんどん進んでいるところですので。第2回ということで、以前よりは、項目がはっきりしてきたということでは、よいと思うのですが、まだ更にブラッシュアップして、先に進めていく。これでよしというのではなくて、もっとこう、声を拾い上げられるような形に改善できないかということは、引き続き検討を重ねていただきたいというふうに思います。

一つ、教職員からの調査報告というところで、記名して校長に出すということがありましたけれども、これは生徒の中でそういうことが起きていないかということ、とにかく早急に把握するというアンケートなので、そのようになっているのだろうと理解します。もう一つ考えられるのは、教職員同士でもそういうことがあるのではないか。例えば、教職員とその校長の間でもそういうことがあるのではないかというよ

うなときに、記名というのでは、そこは出てこないということがあるので、教職員の間でこういう意識の啓発を含めて、どういう取組がされているでしょうか。

行政課長 教職員間については、同様に職場内でのセクハラ、パワハラ、マタハラを含めたハラスメントの防止に関して、各校で取り組んでいただくという形を行っております。また、その実態に関しては、教職員を対象としたアンケート調査を毎年度実施しているという状況です。また、学校、職場の相談を受け付ける窓口として、行政課へのメールだとか、電話等での相談を受け付けていると、そういったところでの対応を行っている次第です。

下城委員 当然、匿名あるいは直接教育委員会に申告ができるというシステムがあるということですね。

行政課長 そうです。匿名も可で行っております。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 今、下城委員がおっしゃられた、内容のブラッシュアップという点で、「LGBTQをやゆするようなことを言われた」という選択肢があってもよいのかと思いましたが。それは今、「性的なからかい」の中に入っているのかもしれないのですけれども、「そういうことはいけない」というメッセージを伝えるという意味でも、あってもよいのかと思いました。

下城委員 アンケート項目の検討というのは、この後、年度の中で、来年度に向けてやりますよね。

行政課長 社会状況の変化もいろいろありますので、そういった観点といろいろな状況も踏まえながら、検討は常に行っていくという状況であると考えております。

下城委員 セクハラというと、男性が女性に、女性が男性にとばかり考えるけれども、今、佐藤委員が言われたようにLGBTQに対する配慮ということを考えてみると、あまりにもヘテロセクシャルというのを強調しすぎるというのも、ある意味でセクハラになり得るというようなことも、教員は頭に入れておくようにというような形の何かアンケート項目を追加してもよいかもしれません。そういう検討も、気が付いたら我々も折に触れて、リクエストしたいと思います。よろしくをお願いします。

行政課長 現在もそういったLGBTQへの配慮は、人権研修、教員に対する指導の中でも行っているという状況があります。また、生徒への啓発に関しても、そういった項目も含めて行っているという状況です。

常陸委員 今回、学校生活以外でのセクハラについて、項目を追加されたということなのですが、この被害の申告、回答については、基本的には学校外のことだと思うのですが、その対応策というのは生徒に対して、それなりのことはあるのでしょうか。

行政課長 事案にもよるところですが、例えば、校外での痴漢のようなケースですと、最寄りの警察署への連携だとか相談を行ったり、また、家族内でのそういった行為、セクハラに関しましては、事案に応じて、児童相談所への相談だとかそういったような対応をとっているという次第です。

常陸委員 関係各所につないていただくと。ありがとうございます。

下城委員 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他にご質問がなければ、次に移りたいと思います。

報告 3 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果等について

説明者 能條学校支援課長

学校支援課長 ファイル09をお開きください。報告3についてご説明いたします。本件は、令和4年度に実施した「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果等についてご報告するものです。

まず、「I 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について」の「1 県立学校における体罰調査」です。学校における体罰根絶に向けた取組の一環として、「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を実施しました。「調査の目的」は、県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずること、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めること、また、各学校において、教職員間の体罰に関する認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進することの二つです。次に

「(1) 調査対象等」です。「ア」調査対象者は、県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等を対象としております。

「イ」調査対象人数や「ウ」対象となる体罰は、資料に記載のとおりです。「(2) 調査対象期間」については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

「(3) 調査方法」は、「ア」児童・生徒及び保護者については、パソコン、スマートフォン等から回答するか、学校で配付する回答用紙を県教育委員会に郵送することとしております。「イ」教職員等は、回答用紙に記名の上で校長に提出としております。「(4) 調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案は、高等学校の1

件でした。その「概要」ですが、「当該教諭は、ホームルームの時間中、私語をしていた生徒を注意する際、生徒の左足大腿横部分を右足脛で蹴った」という事案です。生徒に怪我はありませんでした。

次に「2 市町村立学校における体罰調査」です。政令3市を除く県内のすべての市町村教育委員会が、県の実施要項を参考に、各々の方法により体罰の実態把握調査を実施しました。「(1) 調査対象等」です。「ア」調査対象者は、市町村立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童・生徒及び保護者、教職員等としております。「イ」調査対象人数や「ウ」対象となる体罰は、資料に記載のとおりです。「(2) 調査対象期間」は、令和4年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日までとして実施されました。「(3) 調査の結果」ですが、この調査によって把握した体罰事案はありませんでした。

2/18ページをご覧ください。次に、「Ⅱ 令和4年度の体罰の状況」です。令和4年度の体罰は、前述の体罰調査によって把握した県立高等学校の事案1件を加え、7件でした。その内訳は、県立学校が4件、市町村立学校が3件です。なお、令和4年度に発生した事案であっても、現在調査中のものはここには含まれておりません。下の表をご覧ください。この表は、体罰の発生した場面を「授業中」「部活動中」などに区分して、学校種ごとに体罰の件数を記載しております。また、括弧内の数字は、体罰調査によって把握した件数を内数として表記をしております。「1 県立学校」の表をご覧ください。令和4年度は「授業中」で高等学校が1件、「部活動中」で高等学校が1件、「特別活動中（部活動以外）」で高等学校が1件、この1件が体罰調査で把握したものです。「その他（昼休み・放課後等）」で特別支援学校の1件、合計4件の体罰がありました。次に、「2 市町村立学校」です。令和4年度は「授業中」で小学校で2件、「その他（昼休み・放課後等）」で中学校で1件の、合計3件の体罰がありました。「3 総合計」ですが、令和4年度の体罰は、県立学校と市町村立学校を合わせて、表の最下段の合計欄に記載のとおり7件となり、そのうち体罰調査で把握したものが1件です。

3/18ページをご覧ください。次に、「Ⅲ 総括」です。「1 県立学校」では、授業中における体罰は前年度の4件から1件に減少しました。一方、特別活動中における体罰は0件から1件に、その他（昼休み・放課後等）における体罰は0件から1件に増加しました。また、調査によって把握した体罰は1件であり、先ほどご説明した、ホームルームの時間中、当該教諭が私語をしていた生徒を注意する際、指導の気持ちが強まり、感情的になって生徒の左足を蹴ったという事案です。「2 市町村立学校」では、部活動中における体罰は前年度の2件から0件、特別活動中における体罰は1件から0件に減少しました。一方、授業中における体罰が1件から2件に、その他（昼休み・放課後等）における体罰は0件から1件に増加しました。

最後に「Ⅳ 今後の対応」です。令和4年度の体罰は7件となり、今後も体罰の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要があると考えております。また、各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰を認めない学校風土づくりに努めます。具体的には「1 体罰の未然防止のための環境整備」として、複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備など。「2 体罰防止リーフレットの活用の促進」

として、「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用すること。「3 人権教育研修を実施」として、児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施すること。「4 部活動指導等における体罰の防止」として、児童・生徒に対する体罰を根絶するという考えのもと、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰の防止に係る教職員の意識啓発を図ること、また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行うこと。「5 体罰の根絶に向けた教育局と学校現場の連携」として、教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行うことなどにより、体罰を認めない学校風土づくりに努めていきます。なお、4/18ページ以降については参考として、体罰調査の調査用資料などを添付しております。報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

佐藤委員 高校で調査によって発見した1件については、人事的な手続にのってくるという理解で、よろしいでしょうか。

学校支援課長 そうです。

下城委員 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

常陸委員 今回この数字の中に、部活動インストラクター等の外部人材の方による体罰等は含まれているのでしょうか。

学校支援課長 この中にはありません。

下城委員 今、入っていなかったというのは、その被害の訴えの中に外部インストラクターからはなかったと。

学校支援課長 そうです。体罰として今回認めました7件の中にはありませんでした。

下城委員 他にいかがでしょう。

少し私からよろしいですか。全体で7件あったということですが、調査で見つかったのが1件ということですが、他の6件というのはどういうふうに発覚したのですか。これらは調査期間中に起きているのですよね。

学校支援課長 そうです。学校では、生徒から日々訴えといたしますか、体罰を受けたというような訴えが、例えば、担任の先生であったりですとか、周りの先生、養護の先生にあった

りしますと、それを受けて学校として調査をし、体罰があったと認められた場合には、対応をとっております。

下城委員 調査期間中なので、児童・生徒から見ればいつでもこういうことを受けたというのを書いて出すということではできたはずですけども、そうではなくてこれを通さずに直接、担任に言ったとか、学校に言ったとか、そういうことで。

学校支援課長 そうです。年間を通じての調査ではありますが、実際の調査票を配付しますのが12月頃になりますので、例えば、それ以前に起きたもの等についても、生徒から訴え等があれば、迅速に対応をとっております。

下城委員 一つ気になるのは、体罰という言葉が少しきつ過ぎて、何かそれは、金属バットで殴られたというような昔ならともかくとして、今事例があったように、おしゃべりの目立つ子に先生が少し膝を出したというようなのも、体罰なわけですよ。体罰という言葉で申告するまでもないと生徒が自分で判断する、そういうことでも積もり積もっていくと大きなことになりかねないので、教員としては絶対手を出す、体を出すということはしてはいけないのですけれども、ちょっとしたことなので教員もうっかりやってしまう。それから生徒も見過ごしてしまう。わざわざ体罰と目くじら立てることはないよと。体罰調査というネーミングが、少し時代に合っていないような心配はないですか。この調査は、ずっとやっているのですか。

学校支援課長 平成24年度以降、継続して毎年度。

下城委員 昔、しごきとか、いろいろあった時はそうですけれども、今はむしろメンタルにぎりぎり圧力をかけてくるとか、そちらの方がむしろ問題なのではないかと思うぐらいなので、少しそういうことも考えて、今後のブラッシュアップを考えていった方がよいかも说不定ですね。

学校支援課長 身体的な暴力が及ばない、言葉での不適切な指導、そういったものもあります。それはこの中には含めてはおりませんが、そうした言葉による少し強い指導等についても、アンケートの中には回答として含まれてはいます。

下城委員 書いてよいのだけれども、ただ看板が体罰調査となっていると、「ではまた別の機会に」となってしまうではないですか。もう少しゆるい看板で出しておく、集まってくる中に「これは体罰だよ」と認定できるようなものも拾えるようになるかもしれない。体罰調査という看板で出してしまうと体罰しかかかってこない、というのはある意味当然なのかなという気も少ししたということです。また検討してみてください。

学校支援課長 はい。

常陸委員 今のご意見に関連してですけれども、アンケートの【質問9】のところで、例えば「素手でたたく」「物を使ってたたく」「物をぶつける」「蹴る」「転倒させる」「踏みつける」とあるのですけれども、かなり身体的な接触のある、強い行為が挙げられているかなと思っていました。例えば、「廊下に立たせる」といったようなことも、体罰の中に含まれると思うのですけれども、この項目をもう少し増やしてあげると、生徒たちも「あの行為は体罰に当たるのか」「ここで報告してよいのか」というような選択ができるのかなと思いますので、一度、ご検討ください。

学校支援課長 はい。

下城委員 他いかがでしょうか。文部科学省の指導にも、こういうのが体罰、こういうのは体罰ではなく懲戒の中に入れてよい、というようなものがあつたように思います。それが今の時代に合っているかどうか、アップデートできているかどうかはまた別ですけれども。そういうことも含めて、少し考えなければいけないのかなというふうに思いました。

教育局長 体罰については、学校教育法第11条で、教員は懲戒ができると。ただし、体罰は禁止という明確な規定があります。沿革的に、体罰というのは根強く残っている中で、まずこれを絶対に一掃しなければならない、私どもが強い決意を進める、そういった中でのこの調査です。その沿革を背負っておりますが、今の委員のご指摘のとおり、有形力の行使と言われます体罰とは別に、言葉による暴力とか不適切な発言、そういった部分の生徒に与える影響も非常に大きいものがありますので、どういった形でそれを把握するのが一番ふさわしいのか。所管課長から答弁したとおり、これまでもいろいろな機会を捉えて不適切な発言についても、指導を重ねてきておりますけれども、この体罰調査のこれまでの沿革も踏まえた上で、また検討を引き続きさせていただきたいと思っております。また委員の皆様のご意見も頂戴してまいりたいと思っております。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問がないようでしたら、次に報告4に移りたいと思っております。

報告4

神奈川県立学校に係る部活動の方針について

説明者 磯貝保健体育課長

保健体育課長 ファイル10「報告4」をご覧ください。「神奈川県立学校に係る部活動の方針について」です。1/9ページをご覧ください。2/9ページ以降にある、3月に改定した「神

奈川県の学校部活動に関する方針」、いわゆる「県の方針」では、県教育委員会や市町村教育委員会、学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り「設置する学校に係る部活動の方針」を策定すること、としています。教育委員会3月臨時会において、この県の方針の改定に伴い、県立学校を対象とした「神奈川県立学校に係る部活動の方針」、いわゆる「県立学校の方針」を改定するというところをご報告しました。改定をするに当たり、現行の県立学校の方針の策定経緯等を確認したところ、これが策定された当時は、休養日の考え方等が学校及び生徒、保護者にまだしっかりと浸透しておらず、段階的な対応が必要であると判断したことから、「県の方針」とは別に「県立学校の方針」を策定したというような経緯があるということが分かりました。また、「県立学校の方針」の策定状況について、近隣都県に確認したところ、「県の方針」と「県立学校の方針」を合わせて示している県があることも分かってきました。こうしたことから、「県立学校の方針」を策定するに当たっては、3月に策定いたしました「県の方針」における「学校の設置者」という部分を「県教育委員会」と読み替えることによって、策定に代えることといたしました。

なお、7/9ページにあります「3 適切な休養日等の設定」の部分における、休養日及び活動時間についての留意点についてご説明します。1/9ページにまとめて書いてあるとおり、「1」の「(1)」各部活動の状況に応じて定期的な休養日をとることが難しい場合には、別の日に振り替えることも可能であるということ。「(2)」平日及び週休日各52日以上に相当する休養日の設定を原則とし、年間104日以上に相当する休養日を設定すること。「(3)」長期休業中にある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるように努めること。として、各校に通知したいと考えております。報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問があればお願いします。

佐藤委員 1/9ページ「(2)」で「年間104日以上に相当する休養日を設定する」となっているのですが、(3)で、「長期の休養期間（オフシーズン）を設ける」と。そうした場合に、長期休養はこの104日とは別立てで設けるのか、それとも長期休養期間を設けたら、その日数は年間104日の中に含まれるのかが、読み取れなかったのも、もしかしたら現場でもどちらなのかという混乱が起きるのかと思います。

保健体育課長 104日以上に相当する休養日を設定するというところで、このオフシーズンのところについては104日の中に含めても構わないという読み取り方になります。最初に説明しましたが、シーズン中の試合がずっと続いている時期等は、なかなか休日にお休みを入れていくことが難しかったりしますので、そういった際には、長期休業中とか、お休みを取れるテスト期間中とか、そういったところでまとめて、日を変えて取ることも可能であるというような形で、柔軟に対応できるように設定しております。合わせて、可能な限り長期休業中に長いオフシーズンの休養を入れるということをこれから新しい考え方として、学校に浸透させていきたいというふうに考えております。

佐藤委員 「3」の「(1)」は、これと合わせて適用されると思うのですけれども、「平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上」と書いてあるけれども、それは、「3」の「(2)」の設定における留意点の「1」の「(1)」の考え方によって別の日に振り替える、その振り替える先を長期の休養期間に入れることができるという意味ですか。

保健体育課長 そのとおりです。

佐藤委員 「神奈川県立学校に係る部活動の方針」で、「1」の「(2)」の「ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設定する」というのは、1か月の中に平日1日、週休日1日あれば、30日のうち2日あれば振り替えてもよいということなのでしょうか。

保健体育課長 こちらについては国のガイドラインと同じような書きぶりにはしておりますが、大会がずっと行われている時期等は、お休みがなかなか設定できないようなことが起こってしまうこともあります。その場合にも、少なくともこれだけの休養日は必ず設定するようにというふうな形で書かせていただきました。

下城委員 他にいかがでしょうか。

では、私からも一つ。学校部活動を変えていこうというのは、教員の働き方改革の中で、土日を外部に委託しようというようなことが、世の中の的には話題になっている。今日出てきているのは、子どもの休養日ですよね。部活動の休養日をきちんととらせようという。先生は休むのだけれども、子どもたちは引き続き土日は学校外でずっと部活動を続けてやっているみたいなことになっては弊害なので、年間の休みをきちんととらせるようにしましょうと。そういう意味では、土日に外部でやっているのであれば、むしろ学校がある日の間に休みを取らせるという、そういう理解でよろしいですか。

保健体育課長 柔軟に設定できるようにしておりますので、そういう形でも構いません。

下城委員 そういうことで前もって今出てきているという感じなのですね。分かりました。いずれまた今度は教職員にという形で、また何か出てくるということですね。分かりました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教育参事監 今、ここで報告しているのは、県立学校の部活動の方針の中の、県立学校の部活動を実際運営する際の休養日の設定なのです。今、全国的に検討、準備等が進められている部活動の地域移行というような形で、休日の部分を中心に、部活動を地域に任せていく、あるいは地域の力を使って学校で運営する、そういったところを検討しております。本県においても、その検討会等も起こしながら行っているところですが、

そちらは中学校の部活動です。中学校の部活動は、設置者が基本的には市町村になりますので、これはもちろん参考にはお知らせしますが、これによって縛られるものではないので、県の方針として示したものと、国のもともとのガイドライン、それに則って各市町村の方でそれぞれ設定されていくという形になります。ここで今、お示しているのはあくまで県立学校のものであるというところで、よろしく願いいたします。

下城委員 他によろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、次に日程第2の報第3号に移りたいと思います。

報第3号

令和5年度5月補正予算案に対する意見の申出について

説明者 山下財務課長

財務課長 ファイル04をお開きください。報第3号「令和5年度5月補正予算案に対する意見の申出について」ご説明いたします。これについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度5月補正予算案について、別紙のとおり知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、報告するものです。

4/4ページ、「報第3号関係」をご覧ください。「令和5年度5月補正予算案の概要」です。本年3月22日に国が取りまとめた物価高克服に向けた追加策に対応して、国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が追加されたことを踏まえて、学校における生活者支援の観点から、学校給食費等に関する保護者等の負担軽減のため補正予算をお願いするものです。「1 総括表」ですが、今回の補正予算は、令和5年度欄の太枠、5月補正予算額の最下段に記載のとおり3千2百余万円の補正をするものです。次に「2 補正事業の概要」をご覧ください。「学校給食等物価高騰対応費補助」ですが、栄養バランスや量を保った学校給食等を維持するため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舎食費の物価高騰分を補助するものです。金額等については資料記載のとおりです。以上で報第3号の説明を終わります。

なお、資料に記載はありませんが、5月補正予算案については、5月19日に県議会に提案され、昨日議決されております。私からは以上です。

下城委員 それではご質問を。いかがでしょうか。

常陸委員 今回、補正で対応ということなのですが、今後、物価の高騰が続いた場合に保護者負担が出てくる可能性はないのでしょうか。

財務課長 基本的には、学校給食法等により、給食費の食材費は保護者負担なのですが、

今回の補正予算の趣旨は、物価高騰上昇分を保護者に負担転嫁しないために、補正予算を計上したもので、昨年度も補助金を計上しています。今年度いっぱいまでは、この分で給食費が上昇しないように計上しましたが、今後の物価高騰状況は見通せない状況ですので、今後の状況を踏まえながら、保護者負担が増えないように、意識しながら検討していきたいと思えます。

下城委員　　これは特別支援学校の分だけということですよね。3千2百余万円というのは。

財務課長　　県教育委員会で所管しているのは、県立特別支援学校の給食費ですので、市町村教育委員会の小中学校等の給食費については、別に国から市町村に交付金が行っておりますので、そちらでそれぞれの自治体の方で、補正予算措置をするなりの判断をしているところでは。

下城委員　　分かりました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上とさせていただきます。

次に、協議・報告事項の報告5に移ります。

報告5　　県立高校改革実施計画（Ⅲ期）の進め方について

説明者　　千葉県立高校改革担当課長

県立高校改革担当課長　　ファイル11をお開きください。報告5「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）の進め方について」です。令和4年10月に策定した県立高校改革実施計画（Ⅲ期）のうち、「改革の柱3 再編・統合等の取組み」における県立高校の適正配置の進め方について、報告いたします。

まず、「Ⅰ 再編・統合等による適正配置（全日制）」について、「1 再編・統合等について」の「（1）再編・統合の概要」ですが、「ア」から「エ」までの5組の再編・統合を実施することとしています。これにより、令和8年度に2校、9年度に3校の新校を設置いたします。

2/20ページをご覧ください。「（2）学科改編」ですが、二俣川看護福祉高校の看護科を令和7年度から普通科に改編します。普通科改編後も、引き続き、看護・医療分野への進路意識を高める教育を実施していきます。

次に、「2 再編・統合等の進め方について」ですが、二つの学校がこれまで築いてきた伝統など、両校の特色が再編・統合による新校にしっかりと引き継がれるよう進めていきます。まず、「（1）教育環境等の整備」ですが、新校の特色ある教育活動、教育課程等に必要な施設・設備を整備していきます。施設整備の例としては、新校の教育課程に必要な実験室、実習室や、生徒の活動、また生徒支援等に必要環境等を整備していきます。「（2）教育課程等の編成」ですが、再編・統合等の対象と

なる学校の教職員等による準備委員会を設置し、新校設置の前々年度中に、教育課程等を内容とする設置計画を策定いたします。「(3)校名の検討」ですが、県立高校校名検討懇話会により、学校関係者の意見をもとに、校名候補を取りまとめ、前年度の県議会にお諮りできるよう進めていきます。「(4)広報活動等」ですが、策定した新校の設置計画等に基づき、中学生への新校の浸透を図っていきます。

3/20ページ「3 今後のスケジュール」ですが、4/20ページから7/20ページまでにかけて、記載の工程表に基づき準備を進めていきます。

8/20ページをご覧ください。「II 課程・学科等の改編による適正配置(定時制)」についてです。「1 適正配置について」の「(1)適正配置の概要」ですが、令和8年度から表中で枠囲みをした6校の募集を停止いたします。「(2)適正配置の考え方」ですが、県内各地から1時間程度で通学が可能な場所に再配置するという考えのもと、最寄駅から学校までの時間、バス利用の有無、通学路の状況、通学先として代替可能な学校の有無などを総合的に判断し、募集停止校、継続校を選定しております。「(3)適正配置後の学科構成」ですが、普通科11校、工業科が普通科の併置校を含み2校となっております。

9/20ページをご覧ください。「2 教育活動の継承について」です。「(1)外国につながるのある生徒への支援」については、生徒数に応じた日本語能力段階別授業の実施や、ルビを振った補助教材の活用、日本語科目の配置等、「(2)学習指導、教育相談」については、各校の課題・授業実践等の共有、学び直し、少人数指導の実施のほか、スクール・カウンセラー等の活用等、「(3)関係機関との連携」については、NPOや(公財)かながわ国際交流財団との連携による外国につながるのある生徒の支援、こうした「(1)」から「(3)」に掲げる様々な取組を募集継続校において継承し、夜間定時制課程全体として、教育力の向上を図っていきます。次に、「3 教職員等の配置について」ですが、これまでの夜間定時制での指導、支援に関わるニーズを踏まえて、生徒が抱える様々な課題の対応に経験がある教員をその状況に応じて募集継続校に配置していきます。

10/20ページをご覧ください。「4 望ましい教育環境の確保・整備について」ですが、3年間での卒業を可能とする教育課程を組んでいる学校では、全日制課程との重なりに配慮する必要もあります。そのため、可能な限り夜間定時制課程の専用教室を確保できるよう努めていきます。「5 募集停止に伴う課題への対応について」ですが、募集停止に関わる課題について、教育局と関係校で引き続き協力し検討していきます。

11/20ページをご覧ください。「6 今後のスケジュール」ですが、記載の工程表により進めていきます。なお、夜間定時制課程の適正配置については、Ⅲ期計画から取り組むものであり、その経緯や考え方、今後の進め方等について、県民の皆様丁寧に説明をしていく必要があることから、12/20ページから15/20ページまでのところで「夜間定時制課程の適正配置に係るQ&A」を参考資料として添付しております。

また、本日ご報告をした本資料についても、県教育委員会の県立高校改革についてお伝えするホームページに掲載し、今後の計画の進め方について、周知を図っていきたいと考えております。説明は以上です。

下城委員 それでは質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

常陸委員 「夜間定時制課程の適正配置に係るQ&A」なのですけれども、ホームページに掲載されるということで、関心が高いところだと思いますけれども、発信の方法としては、ホームページに掲載する以外のところで何か考えていらっしゃることはありますか。

県立高校改革担当課長 はい。ホームページでも発信していきますけれど、中学校からお問合せをいただいたりしていますので、その時に各学校でも、中学校、進学を希望する生徒、その関係する方々にしっかりと説明ができるようにと考えまして、こうした資料を準備したところです。

常陸委員 なかなか検索でここにたどりつくことが難しい方もいらっしゃると思うので、その対応を是非。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

常陸委員 2/20ページの「(1) 教育環境等の整備」で「生徒の男女構成などを見込んだトイレ整備」というのがあるのですけれども、民間の施設ではジェンダーレストイレという試みが導入されて議論になっているところではあるのですけれども、県立学校でジェンダーレストイレの検討は、何かされているのでしょうか。

県立高校改革担当課長 教育施設課で、そうした対応については様々工夫、検討しているところですが、現状としては、「みんなのトイレ」のような形でいろいろな方が使えるようなトイレというのは整備をされていますが、基本的に男女の皆さんが共用で使えるようにということを積極的に打ち出したところというのは、今後の検討になるのかなというところです。

常陸委員 防犯の面ですとか、安心面ですとか、いろいろなお考えがあると思うのですけれども、思春期の生徒にとっては少しハードルの高い環境になってしまうのかなというところが、報道を見ていても感じるころなので、もし運用をご検討されることがあれば慎重に検討いただければと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

では、一言、先ほどご説明にあったように、Ⅲ期はこれから実施するというところで、県民の皆さんに丁寧に説明をしながら、今回、Q&Aも付けていただいて、それもホームページにアップするし、今後もそういう丁寧な説明を続けつつ、実施に向けて動いていただきたいというふうに思います。要望です。

質問がないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に、日程第2の報第5号に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員企画課長を指定します。

(14時55分非公開の会議に入り、15時35分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、教育委員会はこれにて閉会とします。

令和5年5月24日

会議録作成者 書記 原 英明

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第10号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第11号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第2

報第5号

- ・ 教職員企画課長から報告の後、質疑を行った。